

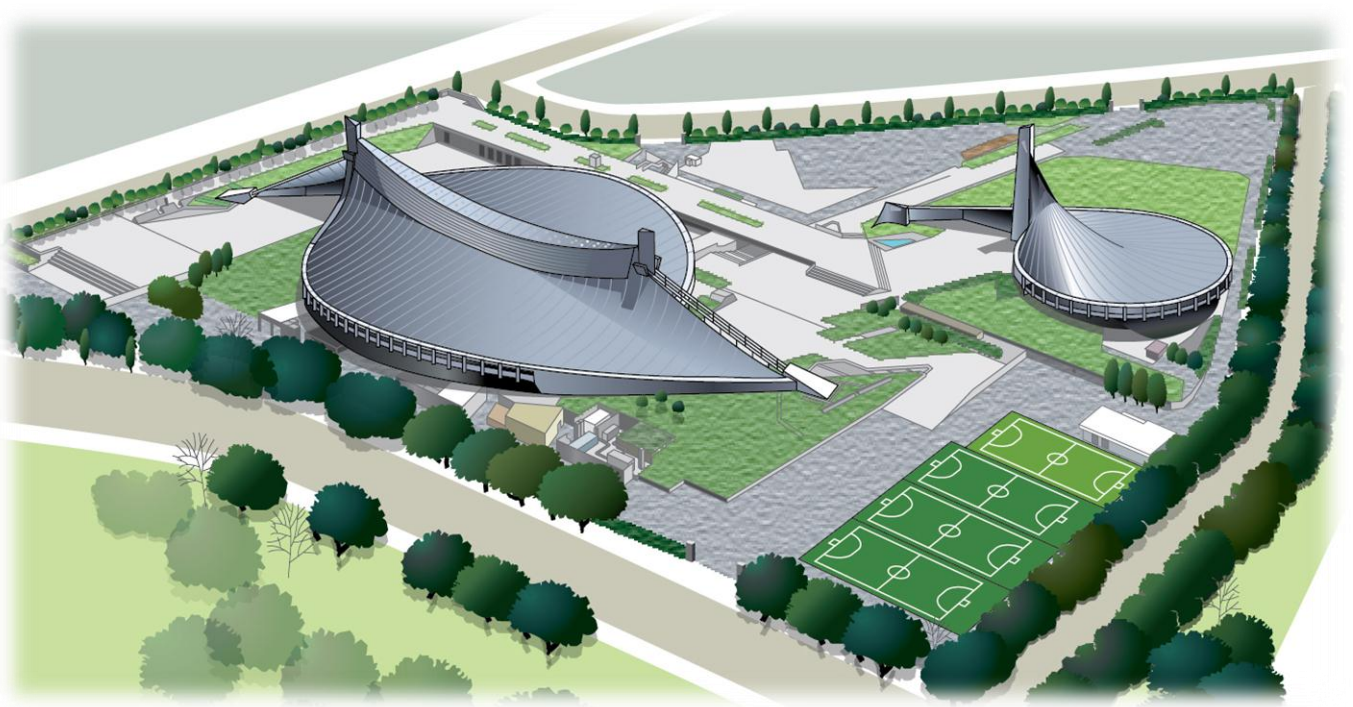
# 国立代々木競技場

～施設利用案内～

第一体育館

第二体育館

〔園地〕  
〔原宿プラザ〕



## 目 次

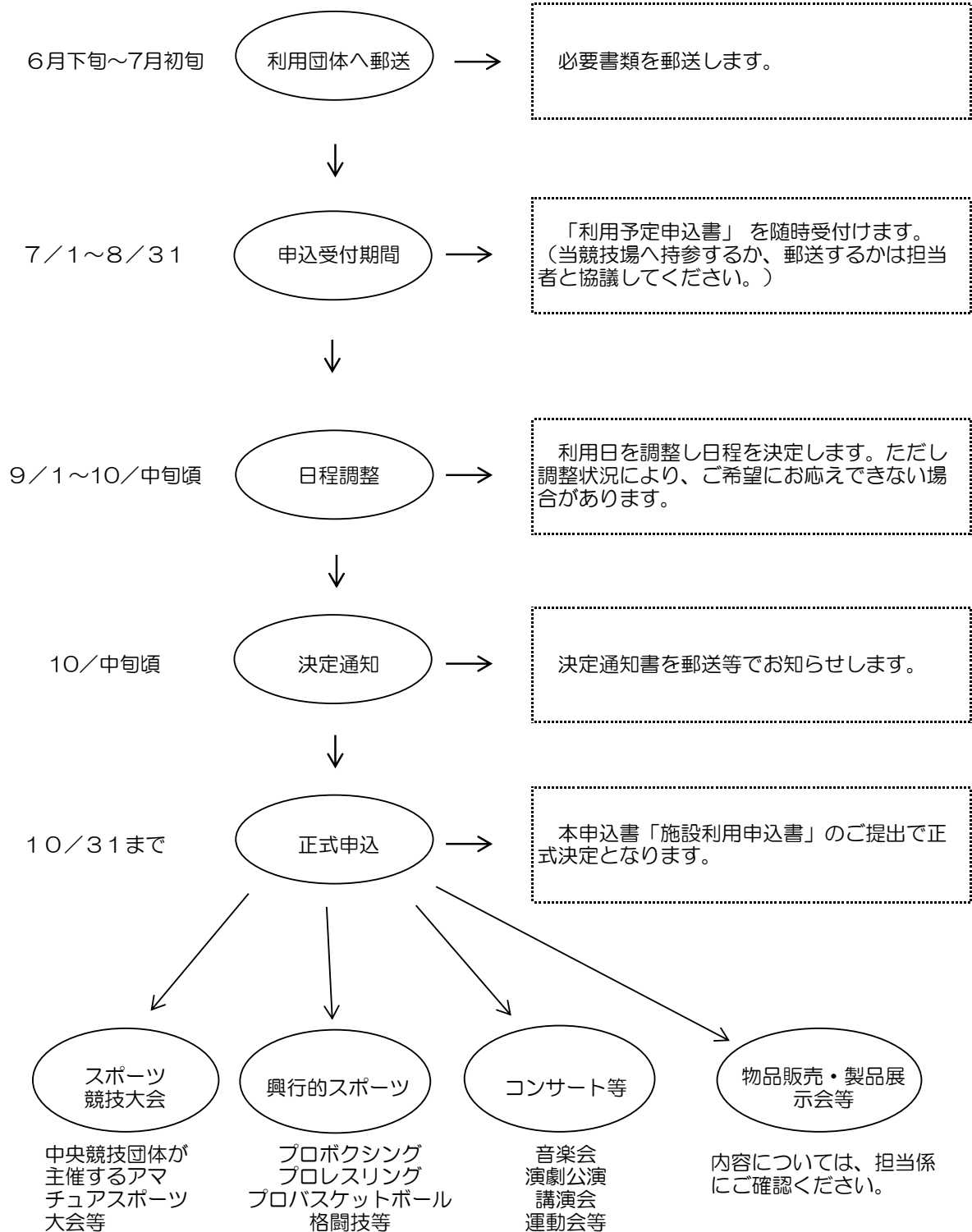
	ページ
<b>I 利用手続き</b>	
1 利用申込み手順	1
2 施設利用上の注意事項	2~3
3 利用承諾後の流れ（全利用区分）	4
<b>II 利用規程（抜粋）</b>	5~8
<b>III 利用料</b>	
1 第一体育館	9
(1) スポーツ競技大会	//
(2) 興行的スポーツ及び文化的行事	9~10
(3) 物品販売及び製品展示会	10~11
(4) 団体利用	11
(5) 附属施設・設備等	//
(6) 冷暖房料金	//
2 第二体育館	12
(1) スポーツ競技大会	12
(2) 興行的スポーツ及び文化的行事	12~13
(3) 物品販売及び製品展示会	14
(4) 団体利用	//
(5) 附属施設・設備等	15
(6) 冷暖房料金	//
3 園地	15
(1) 興行的スポーツ及び文化的行事	//
(2) 物品販売及び製品展示会	//
4 共通事項	15
5 広告掲出料金表	16
6 記念品売店設置料金表・売上比例額	//
7 有料駐車場貸切利用料金表	//
8 撮影料金表	17
9 収録料金表	//
10 会議室料金表	//

# I 利用手続き

## 1 利用申込み手順 (第5条 別表第1)

### (1) 第一体育館・第二体育館

次年度(4月から3月まで)の利用申込受付となります。



### (2) 園地(原宿プラザ)

ご利用については、担当係にお問い合わせください。

## 2 施設利用上の注意事項

### (1) 利用日の決定から施設利用料の支払いまで

#### ①利用日の決定

- ・ 所定の「施設利用申込書」に必要事項を記入の上、担当係にお申し込みください。
- ・ 「施設利用申込書」の提出後、施設利用承諾書の交付をもって利用の確定とします。

#### ②施設利用料

- ・ 「Ⅱ 利用料（P. 9～）」をご覧ください。

#### ③施設利用料の納入期限

- ・ 施設利用料の全額を利用開始日の10日前までにお支払いください。

#### ④支払方法

- ・ 「請求書」、「振込用紙」を送付しますので、指定期日までに振込みの手続きをしてください。
- ・ 附属施設、設備等を利用した場合には、支払方法が異なりますので担当係にお問合せください。

### (2) 利用日の変更、取消し

- ・ 利用日時やその他の条件について変更又は取消しをする場合には、速やかに担当係まで書面にてお申し出ください。
- ・ 変更、取消しの場合は、国立競技場「利用規程第14条」に基づき、変更料又は取消料を徴収します。

### (3) 利用の中止及び承諾の取消し

次の場合には、催物開催期間中においても利用できなくなる場合があります。

#### ①利用の中止

- ・ 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 利用に伴い、騒音、異臭、煙等により、当競技場内及び近隣に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ・ 当競技場の施設、設備及び器物等を破損するおそれがあると認められるとき。
- ・ 当競技場の管理運営上、支障があると認められるとき。
- ・ 前各号に挙げるもののほか、国立代々木競技場の目的に照らして、利用を不相当と認められたとき。

#### ②承諾の取消し

- ・ 施設利用料が所定の期日までに支払われないとき。
- ・ 申込時の利用目的と利用時の内容が著しく異なるとき。
- ・ 利用者が利用権を第三者に譲渡、又は転貸したとき。
- ・ 利用条件、又は当競技場の指示に従わなかったとき。
- ・ 当競技場の管理運営上、やむを得ない事由が発生したとき。

#### ③その他

- ・ 天災その他の事由により施設の利用ができないとき。

### (4) 管理責任

- ①利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、すべて利用者の責任と費用において、催物の運営、催物のために必要な事前準備、及び催物終了後の原状回復作業を行ってください。
- ②利用者が利用するに当たって必要な場内案内及び警備は、すべて利用者の責任と費用において行ってください。
- ③利用者は、来場者に対し、人身事故その他の損害が及ばないように常に万全の配慮をしてください。
- ④物品販売、製品展示会等を行う利用者は、出展参加業者一覧を担当係に提出してください。  
なお、届出のない業者が出店（展）していた場合は撤去していただきます。
- ⑤利用期間中の施設、設備等の保全に注意を払うとともに、利用施設内の秩序維持、搬入・搬出の整理及び来場者の安全確保について万全を期してください。
- ⑥施設の利用期間中（準備、撤去を含む）に施設内において発生した事故等については、すべて利用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。
- ⑦施設を利用するに当たって、関係法令及び利用案内に定められた事項を遵守するとともに、関係業者、来場者等に対しても周知徹底してください。
- ⑧廃棄物等の処理については、(9)をご参照ください。

## (5) 免責及び損害賠償

- ①施設の利用期間中における人身事故、盗難、破損事故等に関して、当競技場は一切の責任を負いません。
- ②施設利用料は、天災その他利用者の責によらない事由、又は当競技場の都合でやむを得ず承諾の取消しをする場合を除き、返還いたしません。
- ③利用者が当競技場内の施設、設備、器物を破損もしくは紛失した場合は、原状回復又は賠償をしていただきます。

## (6) 利用計画の打合せ

利用開始の1ヶ月前を目途に、期間中のタイムスケジュール、会場管理計画、会場内利用図面、関係者名簿等をご用意の上、担当係と打合せを行ってください。

## (7) 施設の利用開始から利用終了まで

### ①利用開始

- ・利用開始当日は、第一体育館利用の場合は警備室から、第二体育館利用の場合は事業課事務所から鍵と利用報告書を受け取ってください。

### ②利用期間中

- ・利用する施設の鍵管理は、利用者が責任をもって行ってください。
- ・万一、鍵を紛失した場合は、直ちに事業課担当係まで連絡してください。
- ・鍵の抹消、交換等に要する全ての費用は、利用者に請求します。
- ・鍵を紛失したエリアの施設管理責任については、影響が及ばないよう十分な警備体制をとってください。
- ・利用期間中に施設内の設備等を破損させた場合は、事業課担当係に速やかに連絡してください。担当係と現場を確認後、破損報告書を提出してください。後日、補修に要した費用を負担していただきます。
- ・利用期間中は、毎日、利用終了後に利用報告書を事業課担当者にご提出ください。
- ・競技フロアの養生について  
行事の内容によっては、競技フロアに養生が必要になる場合があります。養生シートは、当場にて用意してありますが、そのシートの設営・撤去に係る費用は、主催者負担となります。

### ③利用終了

- ・搬出、当競技場備品の収納、清掃等の原状回復が終了後、事業課担当係へ連絡してください。担当係が利用団体立会いのもと、施設、設備、備品等の原状回復の確認を行います。
- ・原状回復確認後、鍵の返却、利用報告書の提出をもって終了とします。

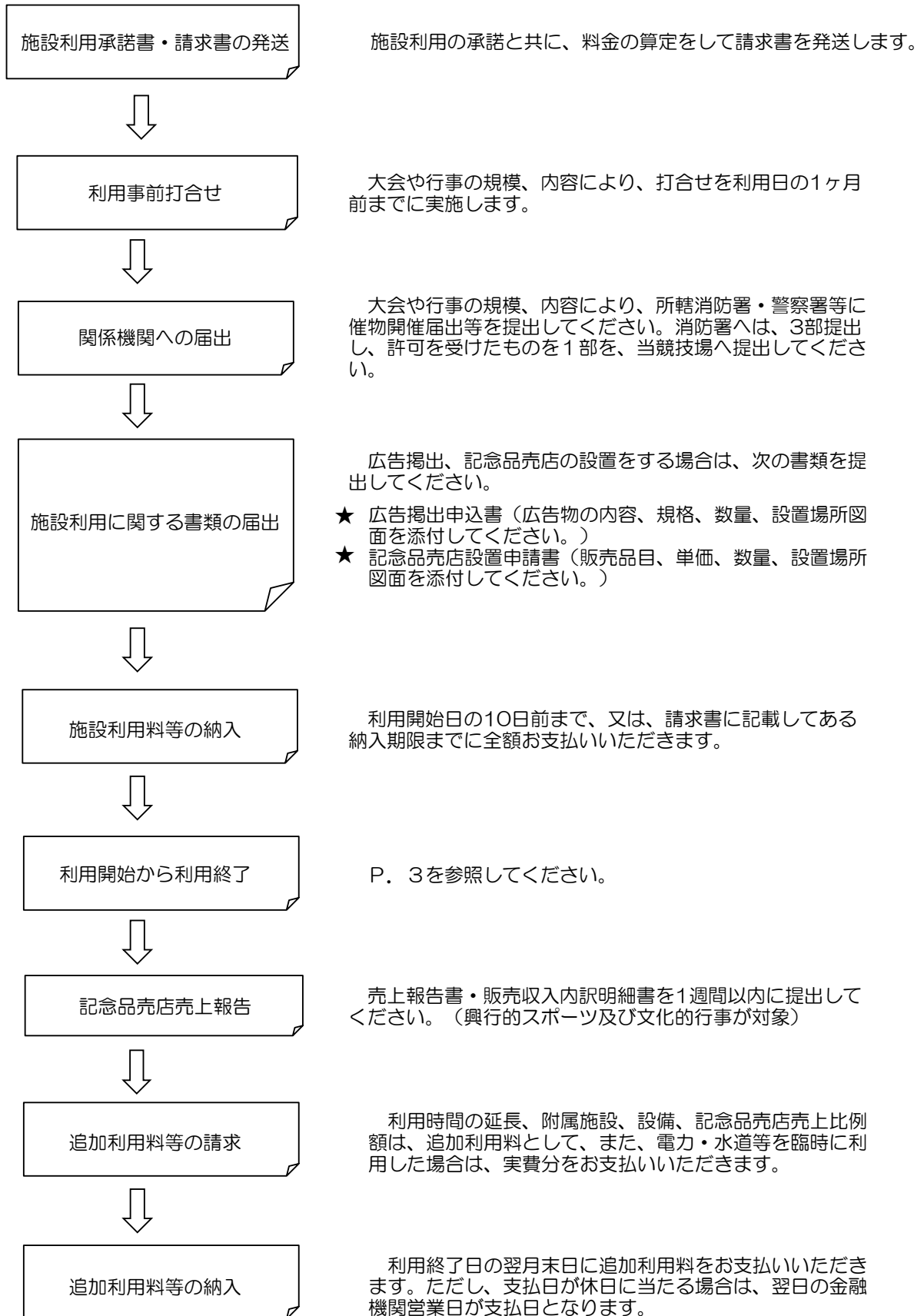
## (8) 禁止、制限行為

- ①施設利用の主目的が物品販売であるもの（物産展、バザー、バーゲンセール、即売会等）及び飲食を目的とするもの（食品店、試飲、試食即売会等）の場合は、利用施設並びに当競技場が認めたエリアに限り、販売を認めます。
- ②施設利用の主目的以外の物品販売については、利用目的に関連のある物品（記念品）を、利用施設及び当競技場が認めたエリアに限り販売を認めます。
- ③ペット類の持ち込みは禁止します。ただし、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を除きます。

## (9) 利用期間中の清掃及びゴミ処理

- ①体育館及び園地を利用し、主催側で発生したゴミ処理は、全て主催者側の責任と費用負担において場外搬出処分を行ってください。（ただし、当场飲食売店で販売された商品のゴミは、当场で処分いたします。）
  - ・残ったパンフレット、プログラム、ポスター等
  - ・ケータリングサービスで発生したゴミ
  - ・生花、スタッフ等の弁当ガラ（業者による引取りを手配する。）
  - ・サンプリング等、多量のゴミが場外に及んだ場合、場外のゴミ処理も実施してください。
- ②利用期間中は、アリーナ、客席、附属設備（ロビー、控室、トイレ等）を清潔に保ってください。
- ③物品販売、製品展示会等の目的で利用する場合は、展示物の搬入搬出及び装飾等の設営、撤去時の残材や廃材、梱包材、紙屑等を会場内に放置せずに、毎日、完全に場外搬出処分し、廃棄物（ゴミ）の減量化に努めるよう、関係者にも周知徹底してください。
- ④ご不明な点は、あらかじめ会場担当係にご相談ください。

### 3 利用承諾後の流れ（全利用区分）



## II 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場利用規程（抜粋）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が運営するスポーツ施設及び附属施設のうち国立霞ヶ丘競技場及び国立代々木競技場(以下「国立競技場」という。)の利用に関し必要な事項を定めることにより、国立競技場の適切かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

#### （対象）

第2条 この規程は、次に掲げるスポーツ施設の利用及び国立競技場に係るその他の利用について定める。

#### （2）国立代々木競技場に属する施設のうち次に掲げる施設

ア 第一体育館 イ 第二体育館 ウ 室内水泳場 エ フットサルコート オ 園地  
カ 会議室 キ その他の施設

第3条 前条に規定する施設の利用形態は、次に掲げるとおりとする。

（1）専用利用 国立競技場のうち観客席を有するスポーツ施設を、団体でスポーツの大会等の開催を目的として貸切りで利用することをいう。

（2）団体利用 前号による場合を除き、国立競技場を団体で利用することをいう。

第4条 センターは、別に定める事項に該当するときは、利用を承諾しないものとする。

### 第2章 スポーツ施設の利用

#### 第1節 利用の手続

#### （専用利用及び団体利用の利用手続）

第5条 専用利用をしようとする者(以下「専用利用者」という。)及び団体利用をしようとする者(以下「団体利用者」という。)は、別表第1に掲げる申込期間内に施設利用申込書(別記様式第1号)2部をセンターに提出し、その承諾を得なければならない。

2 センターは、前項により受けた利用の申込みについて、別に定める基準により利用の調整をし、予定表を作成するものとする。

3 センターは、別表第1に掲げる申込期間経過後においても利用予定のない日については、利用の承諾を与えることができる。

4 前項に規定する利用予定のない日の利用の申込みについては、施設利用申込書又は利用券の購入によって行うことができる。

#### （利用の承諾）

第7条 センターは、第5条第1項及び第3項の規定による専用利用及び団体利用の承諾を施設利用承諾書(別記様式第2号)の交付によって行う。

#### （運営等の委任）

第7条の2 前条第1項の規定により利用の承諾を得た専用利用者及び団体利用者は、その運営等を第三者に委任することができる。

2 専用利用者及び団体利用者は、前項の規定による委任を行う場合、その証として、委任事項等を明記した委任状(別記様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

#### 第2節 利用料

#### （利用料の定義）

第8条 センターは、利用者から次に掲げるスポーツ施設の利用料を徴収するものとする。

(1)基本利用料 スポーツ施設を専用利用又は団体利用する場合の規定利用時間内における施設の利用料

(2)加算額 スポーツ施設をスポーツ大会等の開催を目的として、専用利用する場合の入場料収入に一定の割合を乗じた額

(3)追加利用料 スポーツ施設を専用利用し、その利用時間を延長した場合又は規定利用時間前から利用した場合の利用料、器具等を追加して利用した場合の利用料及び実費で規定されている利用料

#### （利用料）

第9条 国立競技場を利用する場合の利用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

### 第3節 利用料の納入

#### (基本利用料の納入)

第10条 専用利用者及び団体利用者は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の10日前までに利用料をセンターに納めなければならない。この場合において、文化的行事等に限り、センターは所定の利用料の6割を利用日の3か月前(利用日から起算して3か月前を過ぎての利用申込の場合は、所定の利用料の6割を当該利用の承諾を受けた日から30日以内)、残りの4割を利用日の10日前とすることができる。ただし、当該利用の承諾を受けた日が利用日の前9日以内の場合は、所定の利用料全額をその承諾を受けた日にセンターに納めなければならない。

2 前項に規定する利用料の納入期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日)(以下「休日等」という。)に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

#### (追加利用料の納入)

第12条 専用利用者及び団体利用者は、利用日の後又は大会等で継続して利用する場合にはその大会等の終了した日の属する月の翌月の末日までに、追加利用料をセンターに納めなければならない。なお、当該追加利用料の納入期限の日が、休日等に当たるときは、第10条第2項の規定を準用する。

### 第4節 利用料の増額又は減額

#### (利用料の増額又は減額)

第13条 センターは、次に掲げる場合においては、利用料の額を増額又は減額することができる。

- (1)センターの設立の目的に照らし特に必要と認めたととき。
- (2)利用の目的及び方法により特に必要と認めたととき。

### 第5節 利用日の変更等

#### (利用日の変更等)

第14条 利用者が利用の承諾を受けた後に利用日その他の条件につき変更しようとするときの取消料又は変更料の算定は、取消し又は変更の内容に応じて、それぞれ次の表のとおりとする。

取消し・変更等の内容	利用料が未納の場合	利用料が納入済の場合
利用日の10日前までに利用を取り消した場合	基本利用料の4割を徴収する。	基本利用料の全額を納めた場合は、基本利用料の6割を返還する。基本利用料の6割を納めた場合は、その3分の1を返還する。
利用日の9日以内に利用を取り消した場合	基本利用料の6割及び準備に要した額を徴収する。	基本利用料の4割を返還し、準備に要した額を徴収する。
利用日時を変更した場合	基本利用料の3割及び準備に要した額を徴収する。	

- 2 利用者は、前項に定めるもののうち利用料が未納のものについては、当該利用申込みの取消し又は変更をセンターが認めた日から10日以内に、所定の額を納入しなければならない。
- 3 センターは、第1項に定めるもののうち既に納入があった場合の利用料の返還を、センターが認めた日から1か月以内に行うものとする。
- 4 センターは、利用者があらかじめ雨天等を予想し利用日のほかにこれに続く日を予備日として設定した場合は、予備日1日につき基本利用料の40パーセントを徴収する。ただし、予備日の設定は、利用日の後2週間以内の日に限るものとし、予備日に係る基本利用料の納入については、第10条第1項の規定を準用するものとする。
- 5 センターは、天災その他の事由により利用者の責によらずして利用日に利用することができなかった場合は、徴収した利用料の全額を返還するものとする。ただし、附属施設・設備等の利用に別表第2の1(3)区分の利用料を適用している場合において、セットに含まれる附属施設・設備等の全部又は一部が利用できなかった場合は、当該利用できなかった附属施設・設備等の利用料のみを返還するものとし、返還する金額は、徴収した利用料の額を上限に、同表の区分IIの利用料により算定する。
- 6 センターは、第20条の規定により利用の承諾を取消したとき又は利用の中止を命じたときは、徴収した利用料を返還しない。ただし、同条第4号の事由による場合は、その全部又は一部を返還することができる。



## 第6節 その他の利用

### (その他の利用)

第15条 センターは、スポーツ施設の利用又は国立競技場に係るその他の利用として、次に掲げるものについて、利用者から利用料を徴収するものとする。

(1) 広告掲出 (2) 記念品売店の設置 (3) 駐車場 (4) 撮影 (5) 収録

### (広告掲出)

第16条 国立競技場を専用利用する者が利用の承諾を受けた国立競技場に広告を掲出(これに類似する宣伝活動を含む。以下同じ。)する場合、センターは別表第4に定める利用料を徴収するものとする。

[別表第4]

2 広告掲出に関する手続及び基準等については、別に定めるとおりとする。

### (記念品売店の設置)

第17条 国立競技場を専用利用する者が利用の承諾を受けた国立競技場に記念品売店を設置する場合、センターは、別表第5に定める利用料を徴収するものとする。

[別表第5]

2 記念品売店の設置に関する手続及び基準等については、別に定めるとおりとする。

### (駐車場)

第18条 国立霞ヶ丘競技場ラグビー場有料駐車場及び国立代々木競技場有料駐車場を利用する場合の利用料金は、別表第6のとおりとする。ただし、代々木競技場第一体育館又は第二体育館の専用利用者が、渋谷プラザ及びオリンピックプラザを併用する場合には、所定の料金の半額とする。

[別表第6]

### (撮影料)

第19条 国立競技場のスポーツ施設において撮影する場合は、別表第7に定める撮影料を徴収するものとする。ただし、学術研究、報道関係の取材及びアマチュアのスナップ写真の撮影は免除することができる。

[別表第7]

### (収録)

第19条の2 別表第2に定める国立霞ヶ丘競技場陸上競技場を区分Ⅲ若しくはⅣ又はラグビー場を区分Ⅲ若しくはⅣで専用利用する者並びに別表第3に定める国立代々木競技場の第一体育館又は第二体育館を興業的スポーツ及び文化的行事又は物品販売及び製品展示会で利用する者において、実施する行事の収録が行われる場合、センターは別表8に定める料金を徴収するものとする。

[別表第8]

## 第3章 雑則

### (利用の承諾の取消し等)

第20条 センターは、利用者において次の各号の一に該当する事由があるときは、その利用の承諾を取消すこと又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設利用申込書に偽りがあったとき。
- (2) 秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 利用の承諾を受けた利用者が正当な理由なく所定の利用料を期日までに納入しないとき。
- (4) 別に定める利用の条件に違反したとき又はセンターの指示に従わないとき。
- (5) その他利用することが適当でないと考えられたとき。

### (延滞料)

第21条 センターは、専用利用者及び団体利用者がこの規程に定められた期日までに利用料等を納入しない場合は、その期日の翌日から起算して年14.6%の割合で延滞料を徴収するものとする。ただし、専用利用者及び団体利用者が利用の前までに利用料を納入した場合は、利用料に係る延滞料を徴収しないものとする。

2 前項により算出した延滞料の額が、100円未満の場合にあってはこれを免除する。

#### **(利用権の譲渡及び転貸の禁止)**

第22条 利用者は、利用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

#### **(センターの非賠償責任)**

第23条 利用者が第20条の規定により利用の承諾の取消しを受け、又は利用の中止を命ぜられ損害を受けた場合において、センターはその損害を賠償する責任を負わない。

[第20条]

#### **(利用者の損害賠償責任)**

第24条 利用者は、故意又は過失により国立競技場の施設、設備、用具、備品等を破損し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

#### **(雑則)**

第25条 この規程に定めるもののほか、国立競技場の利用に関し必要な事項は、別に定める。

### **独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場利用規程に関する細則（抜粋）**

#### **第1章 総則**

##### **(目的)**

第1条 この細則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場利用規程(平成15年度規程第61号。以下「利用規程」という。)第4条、第5条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第20条第4号の規定に基づき、国立競技場(国立霞ヶ丘競技場及び国立代々木競技場をいう。以下同じ。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

#### **第2章 利用の不承諾に該当する事項(第4条関係)**

##### **(利用の不承諾)**

第2条 利用規程第4条第1項に規定する独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が利用を承諾しない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治教育その他の政治活動及びこれに類する活動のための催しに利用しようとするとき。
- (2) 宗教団体が、宗教の教義を広めるため若しくは儀式、行事を行うため又はその他の宗教活動を行うために利用しようとするとき。
- (3) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序をみだし、又は善良の風俗に反するおそれのある催しに利用しようとするとき。
- (4) その他、センターの目的に照らし、利用させることが不適當であると認められる催しに利用しようとするとき。

Ⅲ 利用料（第9条 別表第3）

1 第一体育館

(1) スポーツ競技大会

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料				
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習		
		平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日	
9 時 5 21 時	入場料を 徴収しない場合	307,500 (25,700)	426,900 (35,600)	205,700 (17,200)	285,900 (23,900)	
	入場料を 徴収する 最 高 額 の 場 合 の	1,080 円 以下	616,100 (51,400)			853,700 (71,200)
		2,160 円 以下	696,300 (58,100)			961,700 (80,200)
		3,240 円 以下	772,500 (64,400)			1,069,700 (89,200)
		5,400 円 以下	923,700 (77,000)			1,275,400 (106,400)
		7,560 円 以下	1,077,900 (89,900)			1,490,400 (124,300)
		10,800 円 以下	1,309,400 (109,200)			1,811,300 (151,000)
10,801 円 以上	1,463,700 (122,000)	2,024,200 (168,700)				

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、控室、役員室、更衣室、シャワー室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(2) 興行的スポーツ及び文化的行事

ア 入場料を徴収する場合

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料				
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習		
		平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日	
9 時 5 21 時	入場料を 徴収する 最 高 額 の 場 合 の	4,320 円 以下	4,865,100 (405,500)	5,400,000 (450,000)	1,337,100 (111,500)	1,923,400 (160,400)
		6,480 円 以下	5,945,100 (495,500)	6,480,000 (540,000)		
		8,640 円 以下	6,747,400 (562,300)	7,292,600 (607,800)		
		10,800 円 以下	7,560,000 (630,000)	8,105,100 (675,500)		
		16,200 円 以下	8,372,600 (697,800)	8,907,400 (742,300)		
		16,201 円 以上	9,185,100 (765,500)	9,720,000 (810,000)		

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、控室、役員室、更衣室、シャワー室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

イ 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

区 分	基 本 利 用 料			
	本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習	
	平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日
9時～13時	628,500 (157,200)	926,700 (231,700)	523,500 (130,900)	772,500 (193,200)
13時～17時	628,500 (157,200)	926,700 (231,700)	523,500 (130,900)	772,500 (193,200)
17時～21時	783,800 (196,000)	1,162,300 (290,600)	653,100 (163,300)	972,000 (243,100)
9時～17時	1,110,900 (138,900)	1,666,300 (208,300)	928,800 (116,100)	1,388,600 (173,600)
13時～21時	1,254,900 (156,900)	1,861,700 (232,800)	1,049,100 (131,200)	1,553,100 (194,200)
9時～21時	1,604,600 (133,800)	2,314,300 (192,900)	1,337,100 (111,500)	1,923,400 (160,400)

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、控室、役員室、更衣室、シャワー室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(3) 物品販売及び製品展示会

ア 入場料を徴収する場合

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料				
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習		
		平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日	
9 時 ～ 21 時	入 場 料 を 料 徴 収 最 高 額 場 合 の	4,320 円 以下	5,667,400 (472,300)	6,552,000 (546,100)	1,337,100 (111,500)	1,923,400 (160,400)
		6,480 円 以下	6,747,400 (562,300)	7,632,000 (636,100)		
		8,640 円 以下	7,549,700 (629,200)	8,444,600 (703,800)		
		10,800 円 以下	8,362,300 (696,900)	9,257,100 (771,500)		
		10,801 円 以上	9,174,900 (764,600)	10,059,400 (838,300)		

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、控室、役員室、更衣室、シャワー室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

イ 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

区 分	基 本 利 用 料			
	本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習	
	平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日
9時～13時	943,200 (235,900)	1,388,600 (347,200)	523,500 (130,900)	772,500 (193,200)
13時～17時	943,200 (235,900)	1,388,600 (347,200)	523,500 (130,900)	772,500 (193,200)
17時～21時	1,172,600 (293,200)	1,748,600 (437,200)	653,100 (163,300)	972,000 (243,100)
9時～17時	1,676,600 (209,600)	2,499,400 (312,500)	928,800 (116,100)	1,388,600 (173,600)
13時～21時	1,882,300 (235,300)	2,797,700 (349,800)	1,049,100 (131,200)	1,553,100 (194,200)
9時～21時	2,406,900 (200,600)	3,466,300 (288,900)	1,337,100 (111,500)	1,923,400 (160,400)

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、控室、役員室、更衣室、シャワー室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(4) 団体利用

(単位：円)

区 分	利 用 料
スポーツ競技に利用する場合	1時間1団体 30,200

(5) 附属施設・設備等

(単位：円)

施 設 ・ 設 備	利 用 料
来 賓 室	1回 21,600
特 別 室	1回 14,100
ラ ウ ン ジ	1回 10,800
ドーピングC・R ※ドーピング実施時のみ貸付	1室 無料
大型映像装置	1日 162,000
椅 子	100脚までを増すごとに 6,000
卓 球 防 球 板	10枚までを1組 210

(6) 冷暖房料金

(単位：円)

区 分	利 用 料
冷 房	1時間 30,900
暖 房	1時間 30,900

2 第二体育館

(1) スポーツ競技大会

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料				
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習		
		平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日	
入場料を 徴収しない場合	9時～21時	105,900 (8,900)	134,700 (11,300)			
	13時～21時	69,120 (8,700)	97,200 (12,200)			
入場料を徴収する場合の 入場料の最高額	1,080 円 以下	9時～21時	158,400 (13,300)	202,600 (17,000)		
		13時～21時	103,900 (13,100)	146,100 (18,300)		
	2,160 円 以下	9時～21時	211,900 (17,700)	270,500 (22,600)		
		13時～21時	137,800 (17,300)	194,400 (24,400)		
	3,240 円 以下	9時～21時	317,800 (26,500)	405,300 (33,800)	9時～21時 70,300 (5,900)	9時～21時 89,700 (7,500)
		13時～21時	207,800 (26,000)	292,100 (36,600)		
	5,400 円 以下	9時～21時	529,700 (44,200)	674,700 (56,300)	13時～21時 46,500 (5,900)	13時～21時 64,800 (8,100)
		13時～21時	345,600 (43,200)	485,500 (60,700)		
	7,560 円 以下	9時～21時	689,100 (57,500)	878,400 (73,200)		
		13時～21時	449,500 (56,300)	633,600 (79,200)		
	10,800 円 以下	9時～21時	874,300 (72,900)	1,113,900 (92,900)		
		13時～21時	570,900 (71,400)	805,400 (100,700)		
	10,801 円 以上	9時～21時	1,033,700 (86,200)	1,316,600 (109,800)		
		13時～21時	674,700 (84,400)	951,400 (119,000)		

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、役員室・役員更衣室、選手更衣室、西側控室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(2) 興行的スポーツ及び文化的行事

ア 入場料を徴収する場合

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料				
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習		
		平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日	
9 時 ～ 21 時	入 場 料 の 最 高 額	4,320円 以下	1,193,100 (99,500)	1,347,400 (112,300)	470,100 (39,200)	631,500 (52,700)
		6,480円 以下	1,460,600 (121,800)	1,625,100 (135,500)		
		8,640円 以下	1,676,600 (139,800)	1,841,100 (153,500)		
		10,800円 以下	1,892,600 (157,800)	2,057,100 (171,500)		
		16,200円 以下	2,108,600 (175,800)	2,273,100 (189,500)		
		16,201円 以上	2,324,600 (193,800)	2,489,100 (207,500)		

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、役員室・役員更衣室、選手更衣室、西側控室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

イ 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料			
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習	
		平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日
9時～13時		239,700 (60,000)	298,300 (74,600)	199,500 (49,900)	248,900 (62,300)
13時～17時		239,700 (60,000)	298,300 (74,600)	199,500 (49,900)	248,900 (62,300)
17時～21時		284,900 (71,300)	363,100 (90,800)	237,600 (59,500)	302,400 (75,600)
9時～17時		363,100 (45,500)	459,800 (57,500)	302,400 (37,900)	383,700 (48,000)
13時～21時		382,600 (47,900)	524,600 (65,600)	318,900 (39,900)	437,100 (54,700)
9時～21時		563,700 (47,000)	758,100 (63,300)	470,100 (39,200)	631,500 (52,700)

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、役員室・役員更衣室、選手更衣室、西側控室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(3) 物品販売及び製品展示会

ア 入場料を徴収する場合

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料				
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習		
		平 日	平日以外の日	平 日		
9 時 ～ 21 時	入 場 料 の 最 高 額	4,320円 以下	1,475,000 (123,000)	1,731,100 (144,300)	470,100 (39,200)	631,500 (52,700)
		6,480円 以下	1,742,400 (145,200)	2,008,800 (167,500)		
		8,640円 以下	1,958,400 (163,200)	2,224,800 (185,500)		
		10,800円 以下	2,174,400 (181,200)	2,440,800 (203,500)		
		10,801円以上	2,390,400 (199,200)	2,656,800 (221,500)		

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、役員室・役員更衣室、選手更衣室、西側控室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

イ 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

区 分		基 本 利 用 料			
		本 行 日		設 営 ・ 撤 去 ・ 練 習	
		平 日	平日以外の日	平 日	平日以外の日
9時～13時		360,000 (90,000)	447,400 (111,900)	199,500 (49,900)	248,900 (62,300)
13時～17時		360,000 (90,000)	447,400 (111,900)	199,500 (49,900)	248,900 (62,300)
17時～21時		427,900 (107,000)	544,100 (136,100)	237,600 (59,500)	302,400 (75,600)
9時～17時		544,100 (68,100)	690,200 (86,300)	302,400 (37,900)	383,700 (48,000)
13時～21時		573,900 (71,800)	786,900 (98,400)	318,900 (39,900)	437,100 (54,700)
9時～21時		845,500 (70,500)	1,141,700 (95,200)	470,100 (39,200)	631,500 (52,700)

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

- 1 基本利用料には、役員室・役員更衣室、選手更衣室、西側控室、拡声装置、机、フロアシート、椅子200脚を含むものとする。
- 2 上記表中の練習とは、当該施設で行われる本行行事の前後又は期間中に行う練習をいい、他の施設で行う行事の練習会場として利用する場合は、本行日の料金を適用する。

(4) 団体利用

(単位：円)

区 分	利 用 料
スポーツ競技に利用する場合	1時間1団体 13,000

【備考】

基本利用料には、選手更衣室（1室）を含むものとする。



## (5) 附属施設・設備等

(単位：円)

施設・設備	利 用 料	
来賓室	1回	9,200
ミーティングルーム A	1回	7,200
応接室	1回	4,600
選手更衣室	1室	2,300
ドーピングC・R ※ドーピング実施時のみ貸付	1室	無 料
椅子	100脚までを増すごとに	6,000
電光式表示システム	1式	3,500
バスケットボール用具一式 (バスケットゴール・電光式表示システム・選手用ベンチ)	1回	8,000
卓球台	1台	570
卓球防球板	10枚までを1組	210

## (6) 冷暖房料金

(単位：円)

区 分	利 用 料	
冷 房	1時間	6,600
暖 房	1時間	8,100

## 3 園地

## (1) 興行的スポーツ及び文化的行事

(単位：円)

区 分	㎡	利 用 料		
		本 行 日	設営・撤去等	
9時～21時	原宿プラザ	6,000	864,000 (72,000)	172,800 (14,400)
	各プラザ以外の本センターが認める場所	1㎡ 当たり	108	22

〔 利用㎡数に単価を乗じて得た額の1/12。〕  
ただし、100円未満の端数は切り上げる。〕

※ 各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

【備考】

全域を利用して行う有料の行事については、園地利用料に25%を乗じた割増額を徴収する。

## (2) 物品販売及び製品展示会

(単位：円)

区 分	㎡	利 用 料		
		本 行 日	設営・撤去等	
9時～21時	原宿プラザ	6,000	1,296,000 (108,000)	172,800 (14,400)
	各プラザ、その他本センターが認める場所		4,628,600 (385,800)	617,100 (51,500)

※各区分の下段（ ）書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

## 4 共通事項

- (1) 平日以外の日とは、土曜、日曜、祝日法による休日及び年末年始(12月29日～1月3日)をいう。
- (2) 利用時間を延長する時、又は当該利用時間前から利用する時は、超過1時間につき当該基本利用料の1時間当たりの額を徴収する。
- (3) 清掃に要する経費が通常を超えるときについては、その実費を徴収する。
- (4) 臨時に光熱給水を利用する場合は、実費を徴収する。

5 広告掲出料金表（第16条 別表第4）

（単位：円）

施設名	広告の種類		掲出場所	規格・単位	掲出料（1日当たり）	
					スポーツ競技大会で利用する場合	それ以外の場合
国立代々木競技場	看板広告等	立看板、バナー、シート等	第一体育館	1㎡当たり	6,300	7,350
			第二体育館	1㎡当たり	4,200	5,250
		回転式	第一体育館	1㎡当たり	10,500	12,600
			第二体育館	1㎡当たり	7,350	8,400
		一律	園地	1㎡当たり	2,630	3,150
	映像広告		第一体育館	1社当たり	21,000	26,300
			第二体育館	1社当たり	10,500	15,800
			園地	1社当たり	2,630	3,150
	商品展示広告		第一体育館	1か所当たり	210,000	263,000
			第二体育館	1か所当たり	105,000	158,000
			園地	1か所当たり	26,300	31,500
	特殊広告	冠広告、動く広告、旗類広告、サンプリング広告	第一体育館	1件当たり	210,000	263,000
			第二体育館	1件当たり	105,000	158,000
園地			1件当たり	26,300	31,500	

【備考】

広告掲出料に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てる。

6 記念品売店設置料金表（第17条 別表第5）

（単位：円）

施設名	区分			1店舗につき	
	国立代々木競技場	第一体育館及び第二体育館	既設店舗又はセンターの指定する場所	間口3.6m × 奥行2.7m以内	1. スポーツ競技に利用する場合
2. 1以外の目的に利用する場合					36,000
	売上比例額	第一体育館及び第二体育館における興業的スポーツ及び文化的行事の利用において、記念品売店を設置する場合は、設置料に加えて販売収入の1%を売上比例額として徴収する。			
	園地	区分		料金（1日当たり）	
		原宿プラザ		84,000	
		各プラザ、その他本センターが認める場所		300,000	

7 有料駐車場貸切利用料金表（第18条 別表第6）

（単位：円）

区分	料金
有料駐車場	1日(9時～21時) 216,000

【備考】

表中の「国立代々木競技場有料駐車場貸切利用」については、国立代々木競技場施設を専用で利用する団体からの申し出により、センターが、特に必要と認めた場合に限り利用できるものとする。

8 撮影料金表 (第19条 別表第7) (単位:円)

区 分	料 金
スチール	1時間 10,800
ムービー	1時間 32,400

9 収録料金表 (第19条の2 別表第8) (単位:円)

収録種類	施設名	料 金
映像収録	第一体育館	1行事 108,000
	第二体育館	1行事 54,000
音声収録	第一体育館	1行事 54,000
	第二体育館	1行事 27,000

【備考】

- 1 本行日が2日以上続いても同一の行事は1行事とする。
- 2 収録する者等が複数の場合は、収録する者ごとに徴収する。
- 3 放送又は販売等を行わず、内部資料用として収録する場合は、適用しない。

10 会議室料金表 (単位:円)

施 設	料 金	専 用 利 用 料
会 議 室 1	1時間 2,200	1回 13,200
会 議 室 2	1時間 2,200	1回 13,200
会 議 室 3	1時間 1,600	1回 9,600
会 議 室 5	1時間 3,100	1回 18,600

【備考】

専用利用者（第一体育館・第二体育館及び園地）が、行事で併用利用する場合は、上記専用利用料金を適用する。

独立行政法人 日本スポーツ振興センター  
国立代々木競技場

- 第一体育館 TEL 03-3468-1172
- 第二体育館・園地 TEL 03-3468-1173

URL : <http://www.jpnsport.go.jp>